

わかる監査

不正に向き合う①

東京・九段南の日本公認会計士協会。厳重なセキュリティのかかった会議室で、10人程度の会計士が深夜まで黙々と資料に目を通す。

協会が設けた審査会のメンバーが東芝を担当する新日本監査法人の監査に問題がなかったかを調べているのだ。監査法人の行政処分を勧告できる金融庁の公認会計士・監査審査会も、新日本の検査に入っている。

東芝の会計不祥事を機

東芝の不適切会計問題が会計監査を大きく揺さぶっている。公認会計士は企業の損益や財務をチェックし、粉飾や不正を見抜く役割を期待されているのに、なぜ見抜けず、不正が繰り返されるのだろうか。監査の仕組みと不正を防ぐ取り組みを全5回で点検する。

市場の期待とギャップ

上場企業が開示する決算関連資料

	適時開示	法定開示	監査の要否	基づくルール
決算短信	○		なし	取引所の要請
株主総会の計算書類、事業報告		○	○	会社法
有価証券報告書		○	○	金融商品取引法
四半期報告書		○	○	同上(本決算よりも簡素な手続きで可)

主な会計不祥事と監査制度の変遷

1949年	日本公認会計士協会が発足
65年	粉飾決算が多発
66年	監査法人制度ができる
98年	会計ビッグバン
99年	連結決算重視に移行
2004年	カネボウで粉飾決算
06年	ライブドア事件、金融商品取引法成立
08年	内部統制監査導入
11年	オリンパスによる粉飾決算
15年	東芝で会計不祥事、課徴金処分へ

見逃した「東芝隠蔽」

に、監査法人への視線は一気に厳しくなった。7年にわたる損失先送りは税引き前損益の減額訂正額にして2000億円を超えた。意図的にコストを偽るなどの手口や規模が明らかになるにつれ、新日本の「見逃し」を批判

判する声が強まった。投資家にとって上場企業が作り、投資家に開示する財務諸表は投資判断に欠かせない資料だ。法定の開示資料である有価証券報告書に重大な虚偽の記載があると、刑事罰の対象になる。法律ではその正しさを企業から独立した第三者である監査人がチェックするように義務付けられている。監査人は専門知識と実務経験を備え、国家資格を持

適正意見に責任問う声

「公認会計士が担う。適法かつ適正かどうか」
 会計士は企業と契約し報酬を引き換えに財務諸表をチェックする。新日本が2015年3月期決算の監査で東芝から受け取った報酬は10億円だった。当然ながら投資家は「監査で不正を見つけない」と期待する。ところがその期待をぶつけると、多くの会計士がこう答える。

「不正の摘発が監査の第一の目的ではない」
 会計士の言い分はこうだ。監査の目的は「経営者が作成した財務諸表が適法かつ適正かどうか」にある。正しい財務諸表を作る責任は企業経営者にあり、会計士は企業が提出した財務諸表の内容が十分かどうかチェックする役目を負う。

「不正があれば一義的には「企業の責任」で、会計士は「開示が正しいかどうかを保証し、意見を表明する」(会計士協会)。

「不正があつた財務諸表に「適正」意見を出した監査法人の責任を問う声は会計不祥事が起きたたびに噴出して来た。青山学院大学の八田進二教授は「会計士は世間の期待に応えられる力量を備えるべきだ」と話す。複雑な取引が増えるなか、顧客企業と対立すれば「訴訟や監査契約を失うリスクにつながる判断は下しにくい」と打ち明ける会計士もいる。監査法人制度ができて半世紀。質の高いチェックで不正に對する監査人の責務が改めて問い直されている。



記者会見で頭を下げる東芝の田中久雄前社長(中央)と室町正志現社長(手前)＝7月、東京都港区